平成２３年（フ）第５９０号
大阪府南河内郡千早赤阪村小吹21、商業登記簿上の本店所在地堺市美原区さつき野西３丁目17番地の７
破産者　有限会社木曽商店
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
兵庫県伊丹市北本町２丁目141番地１　フレスカ北本町202号
破産者　株式会社カントリーハウジング
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３９号
兵庫県宝塚市逆瀬台６丁目３番５号
破産者　株式会社ハンズ・プロジェクト
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４５７号
兵庫県川西市東久代１丁目14番14号
破産者　株式会社伊丹装備
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０８９号
兵庫県芦屋市船戸町９番６号
破産者　五島産業有限会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１号
兵庫県西宮市田近野町２番24―501号
破産者　株式会社データエントリ・ジャパン
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７６号
兵庫県姫路市大津区長松145番地の６
破産者　株式会社池田土木
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１８号
岡山県倉敷市児島下の町７丁目１番39号
破産者　株式会社タカイワ染工
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１９号
岡山県倉敷市藤戸町天城1955番地
破産者　高岩　延年
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２６号
北九州市小倉北区竪町２丁目４番１号
破産者　株式会社ライフデザイン
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１９号
北海道夕張郡由仁町三川錦町53番地
破産者　大栄建設株式会社
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１２号
北海道岩見沢市上幌向南１条１丁目1205番地１
破産者　有限会社コマツサービス
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第５６８号
岐阜市島田東町５番地２
破産者　株式会社ファースト
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５６９号
岐阜市島田東町５番地２
破産者　一柳　　克
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野563番地７
破産者　株式会社今井総合建築
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
岐阜県揖斐郡池田町白鳥字向野387番地
破産者　有限会社ボギークラブ
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
三重県鈴鹿市高岡町393番地
破産者　有限会社ウエムラ建築工業
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７６号
三重県鈴鹿市高岡町806番地
破産者　植村　知広
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６０号
滋賀県湖南市東寺１丁目６番１号
破産者　有限会社高橋工業
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
和歌山市岩橋1474番地の１
破産者　有限会社東和工作所
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦122番地
破産者　有限会社江崎セメント工業所
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４３号
山口市朝田2092番地の１
破産者　有限会社みつや本舗
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部